

社会福祉法人 長慶会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 長慶会【以下「法人」の役員（理事及び評議員）（以下「役員等」）】に関する報酬などを定めるものである。

(報酬)

第2条 当法人の役員等に対して報酬は支給することができる。ただし、役員等が職員の場合はこれを支給しない。

2 報酬の額は職務内容及び勤務状態でより次のとおりとする。

理事長 職務内容：週3～4回出勤し、理事長決済及び業務の報告を受け各施設の運営状況を把握する。（出勤簿作成）

報酬月額：120,000円

理事 報酬は支給しない

監事 報酬は支給しない

評議員 報酬は支給しない

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会及び評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張した時は、その費用を弁償する。

2 日当及び宿泊費は、長慶会役員等旅費規程を適用する。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

附則

1 この規程は平成31年3月1日から施行する、平成31年4月1日から適用する。

2 この規程の制定に伴い、平成23年3月24日施行の「役員規程」は廃止する。